

川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市の動物愛護関連事業に対して、個人又は企業その他団体から寄せられる寄附の受納に関する事務について、必要な事項を定める。

(寄附の手続き)

第2条 寄付をしようとする者（企業その他の団体を含む。）は、その旨を申し入れる。ただし、個人からの寄附金の場合は、ふるさと寄附金制度に関する事務取扱要綱（平成20年12月5日20川財庶第409号）第8条第2項に規定する「川崎市ふるさと応援寄附金申込書」を提出する。

(寄附金品等の使途)

第3条 受納した寄附金品等は、次に掲げる事業の実施に活用する。

- (1) 犬猫等の動物の収容や譲渡事業
- (2) 負傷動物の治療や犬猫の不妊去勢推進事業
- (3) 犬猫等の動物の適正飼育啓発事業
- (4) その他動物愛護関連事業

(受領書)

第4条 寄附金品等を受納した場合は、寄附受領書（第1号様式）を寄附者へ交付する。

(寄附者への謝意)

第5条 寄附者への謝意については、市長名の礼状により行うことができる。

2 次に掲げる場合は、感謝状を贈呈することができる。

- (1) 1回の寄附金品等の金額又は価格が100,000円以上の場合
- (2) その他健康福祉局長が必要と認めた場合

3 礼状及び感謝状を贈呈する場合は、その都度行う。なお、感謝状は、必要に応じて市長から贈呈する。

(報告)

第6条 受納後の処理経過、結果等について、寄附金品等を使用又は管理する所属の所属長（以下「寄附金品等を使用等する所属長」という。）が受納の翌月末までに寄附報告書（第2号様式）を健康福祉局長に提出し、報告する。

(寄附金品等の管理)

第7条 受納した寄附金品等の管理は、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）及び川崎市物品会計規則（昭和

39年川崎市規則第32号)に基づき行う。

(事務)

第8条 受納にかかる事務は、原則として寄附金品等を使用等する所属長が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

住所

(団体名)

氏名 様

川崎市長名

寄附受領書

いただきました寄付につきまして、ありがたく受領いたしました。

1 寄附金品等の種類

2 金額または数量

3 受納日 年 月 日

(担当)
電話

(参考様式)

川 第 号
平成 年 月 日

様

川 崎 市 長 名

御寄附のお礼について

____の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本市の動物愛護行政に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度は、以下のとおり御寄附を賜り、誠にありがとうございました。本市といたしましては、引き続き事業の推進に努めてまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

略儀ながら、書中をもちましてお礼申し上げます。

寄附金品等の種類	
金額又は数量	
受 納 日	

(担当)

電 話

(参考様式)

感謝状

様

様は動物愛護に深い関心を
寄せられ、本市行政の進展に寄与されまし
たので、その功績を称え深く感謝の意を表
します。

平成 年 月 日

川崎市長 福田 紀彦